

火災に遭われた方へ

火災により被害を受けられた方々には心からお見舞い申し上げます。

この一覧は、火災後に必要となる手続や利用できる制度についてまとめたものです。ただし、全ての手続・制度を掲載したものではありませんので、参考としてご活用ください。

なお、各種手続・制度には条件があります。詳細は、各担当窓口へお問い合わせください。

熊谷市福祉部福祉総務課

本庁舎	TEL048-524-1111(代)	大里行政センター	TEL0493-39-0311(代)
妻沼行政センター	TEL048-588-1321(代)	江南行政センター	TEL048-536-1521(代)

1. り災証明書の発行

内容	申請に必要なもの	担当窓口
火災の事実を証明する書類です。火災保険や各種減免の申請等に使用します。 (減免の対象とならない場合もありますので、申請する担当窓口を確認してください。) 《手数料》 1通 200円	・申請書 ・り災した物件の関係者以外の方が申請する場合は、委任状及び本人確認書類	熊谷消防署 TEL048-501-0120 中央消防署 TEL048-528-0119 妻沼消防署 TEL048-567-0119 玉井分署 TEL048-531-0119 江南分署 TEL048-539-0119 大里分署 TEL0493-36-1119

2. 各種手続

項目	内容	申請に必要なもの	担当窓口
実印・印鑑登録証	火災により焼失した場合は、印鑑登録の廃止と再度登録手続が必要です。	・申請書 ・印鑑 ・本人確認書類	市民課 (本庁舎1階)
マイナンバーカード	火災により焼失した場合は、再交付手続が必要です。 《手数料》 ・マイナンバーカード 800円 (電子証明書もご利用される場合は200円加算)	・り災証明書 ・申請書 ・本人確認書類	各行政センター
国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)	火災により焼失した場合は、再交付手続が必要です。	・申請書 ・本人確認書類 ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの ・同一世帯でない方が申請する場合は、委任状	保険年金課 (本庁舎1階) 各行政センター
後期高齢者医療被保険者証	火災により焼失した場合は、再交付手続が必要です。	・申請書 ・本人確認書類 ・同一世帯でない方が申請する場合は、委任状	○年金 熊谷年金事務所 TEL048-522-5012
年金手帳・基礎年金番号通知書・年金証書	火災により焼失した場合は、再交付手続が必要です。	・本人確認書類	
介護保険被保険者証	火災により焼失した場合は、再交付手続が必要です。	・本人確認書類 ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの	大里広域介護保険課 TEL048-501-1330 長寿いきがい課 (本庁舎1階) 各行政センター

3. 支援制度

項目	内容	申請に必要なもの	担当窓口
災害見舞金・弔慰金の交付(熊谷市)	火災により住家(車庫、物置等を除く人が居住しているもの)に半焼以上の被害を受けた方又はご遺族で、一定の条件を満たす方に、災害見舞金・弔慰金をお渡しします。 ・全焼の場合:1世帯につき10万円 ・半焼の場合:1世帯につき5万円 ・死亡の場合:1人につき10万円	・申請書	福祉総務課 (本庁舎2階)
弔慰金の交付(日本赤十字社)	火災により死亡された方のご遺族に、日本赤十字社から弔慰金をお渡しします。 ・1人につき2万円(生計を維持していた方は3万円)	・申請書 ・印鑑	日本赤十字社 熊谷市地区 (妻沼行政センター 2階 熊谷市社会福祉協議会事務局内) Tel.048-588-2888
救援物資の支給	火災により住家(車庫、物置等を除く人が居住しているもの)に半焼以上の被害を受けた方に、日本赤十字社からお預かりした救援物資(布団、毛布、日用品セット)をお渡しします。		
市営住宅への特定入居	火災により住家(車庫、物置等を除く人が居住しているもの)に半焼以上の被害を受けた方で、一定の条件を満たす方は、定期募集にかかわらず市営住宅へ入居することができます。家賃については、6か月間の免除を受けられます。	・り災証明書 ・申請書 ・住民票の写し ・戸籍謄本(該当する方のみ) ・市営住宅を希望する場合は、所得証明書及び市税等の滞納がないことの証明書(高校生以上の入居予定者全員分)	営繕課 (本庁舎5階) 埼玉県住宅供給公社 (市営住宅担当) Tel.048-577-6043 (県営住宅担当) Tel.048-524-7963
県営住宅の一時使用	火災により住家(車庫、物置等を除く人が居住しているもの)に半焼以上の被害を受けた方は、6か月から12か月の間、県営住宅を使用することができます。		
り災ごみ処理手数料の減免	火災により発生した一般家庭のごみを処理施設に搬入する場合、処理手数料の減免を受けられます。 燃えるごみと燃えないごみとで搬入施設が異なりますので、搬入前、各施設と事前打ち合わせをした上で、減免申請をしてください。減免が決定してからごみの搬入を行ってください。 なお、減免申請書は、各搬入施設の窓口でお渡しします。 《搬入施設》 ○燃えるごみ ・熊谷衛生センター(西別府583-1) ・江南清掃センター(千代9) ○燃えないごみ ・一般廃棄物最終処分場(拾六間76-1)	・り災証明書 ・申請書 ・印鑑	○燃えるごみ 熊谷衛生センター Tel.048-532-2021 江南清掃センター Tel.048-536-5745 ○燃えないごみ 環境美化センター Tel.048-524-7121 一般廃棄物最終処分場 Tel.048-533-4046
国民健康保険税の減免	被保険者又は生計維持者が、火災により住宅、家財、その他財産について著しい損害を受けた場合、保険税の減免を受けられる場合があります。	・り災証明書 ・申請書 ・本人確認書類	保険年金課 (本庁舎1階)
国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予	火災により死亡されたり、身体に著しい障害又は資産に重大な損害を受けたことで、生活が困難となった場合、6か月以内で一部負担金の減免又は徴収猶予を受けられる場合があります。	・り災証明書 ・申請書 ・本人確認書類	保険年金課 (本庁舎1階)

項目	内容	申請に必要なもの	担当窓口
後期高齢者医療保険料の減免	被保険者又は生計維持者が、火災により住宅、家財、その他財産について著しい損害を受けた場合、保険料の減免を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・申請書 	保険年金課 (本庁舎1階) 各行政センター
後期高齢者医療一部負担金の減免	火災により被害を受けたことで一時的に一部負担金(病院の窓口で支払う本人負担分)の支払いが困難と認められる場合、一部負担金の減免を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・申請書 ・直近過去3か月分の収入を確認できる書類 ・預貯金等を確認できる書類 	
国民年金保険料の免除	火災により被保険者が所有する住宅、家財、その他財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、保険料の免除を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・申請書 ・本人確認書類 ・り災証明書のみで被害の判断ができない場合は、国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届 ・保険金、損害賠償金が支給される場合は、金額等を確認できる証明書の写し 	熊谷年金事務所 TEL048-522-5012 保険年金課 (本庁舎1階) 各行政センター
介護保険料の減免・徴収猶予	火災に遭われた方の介護保険料について、減免又は徴収猶予を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・申請書 ・印鑑 	大里広域介護保険課 TEL048-501-1330
介護サービス費利用者負担の減免	火災に遭われた方の介護サービス費について、減免を受けられる場合があります。		長寿いきがい課 (本庁舎1階) 各行政センター
固定資産税・都市計画税の減免	火災により焼失した家屋や償却資産について固定資産税、都市計画税の減免を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・申請書 ・印鑑 	資産税課 (本庁舎2階)
市税の徴収猶予	納税者が、火災により財産に損害を受けたことで、市税を一時に納付することができないと認められる場合、徴収猶予を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・申請書 ・印鑑 ・本人確認書類 ・財産目録、収支の明細書、財産収支状況書、担保の提供に関する書類等(詳細は担当へ) 	納税課 (本庁舎2階)
所得税の確定申告(雑損控除)	火災により住宅、家財、その他財産について損害を受けた場合、確定申告を行うことで所得税や個人住民税の雑損控除を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書等 	熊谷税務署 TEL048-521-2905
建築物の確認申請手数料等の免除	火災により滅失又は毀損のため1年以内に建築する建築物、建築設備および工作物の確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料について、一部を除き手数料相当額の免除を受けられます。	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 	建築審査課 (大里行政センター2階) TEL0493-39-4809

項目	内容	申請に必要なもの	担当窓口
保育所（園）の保育料の減免	火災により住宅、家財、その他財産について著しい損害を受けた場合、保育料の減免を受けられます。 ・全焼の場合：6か月間の全額免除 ・半焼の場合：3か月間の半額免除	・り災証明書 ・申請書 ・印鑑	保育課 (本庁舎4階)
児童扶養手当の災害特例	児童扶養手当支給対象者のうち、所得制限により手当の減額又は支給停止されている方について、火災により所有する財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、一時的に手当を全額支給します。	・り災証明書 ・申請書 ・印鑑	こども課 (本庁舎4階)
ひとり親家庭等医療費の災害特例	ひとり親家庭等医療費受給者のうち、所得制限により支給停止されている方について、火災により所有する財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、一時的に医療費を助成します。	・り災証明書 ・申請書 ・印鑑	こども課 (本庁舎4階)
特別児童扶養手当/特別障害者手当/障害児福祉手当の災害特例	各手当支給対象者のうち、所得制限により手当の支給停止されている方について、火災により所有する財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、一時的に手当を支給します。	・り災証明書 ・申請書	障害福祉課 (本庁舎1階)
重度心身障害者医療費の災害特例	重度心身障害者医療費受給者のうち、所得制限により支給停止されている方について、火災により所有する財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、一時的に医療費を助成します。	・り災証明書 ・申請書 ・印鑑	障害福祉課 (本庁舎1階)

4. その他

項目	内容	申請に必要なもの	担当窓口
生活福祉資金貸付制度	火災により被害を受けたことで臨時に必要な経費について、貸付けを行います。条件があります。詳しくはお問い合わせください。 《貸付対象》低所得世帯 《貸付限度額》150万円以内 《償還期間》7年以内	・り災証明書 ・世帯の状況が確認できる書類 ・必要経費の見積書 等	福祉総務課 (本庁舎2階)
	火災により被害を受けたことで緊急的かつ一時的に必要な生活費について、少額の貸付けを行います。条件があります。詳しくはお問い合わせください。 《貸付対象》低所得世帯 《貸付限度額》10万円以内 《償還期間》12か月以内	・り災証明書 ・世帯の状況が確認できる書類 等	
健康入浴事業	公衆浴場の入浴料金の一部を助成する入浴券を交付します。 《対象》65歳以上の方 《自己負担額》100円(4月1日現在で77歳以上の方は無料) 《交付枚数》 ・自宅に入浴設備のある方：毎月1枚 ・自宅に入浴設備のない方：毎月4枚	・本人確認書類	長寿いきがい課 (本庁舎1階) 各行政センター
老人福祉センター	老人福祉センターでは入浴が可能です。利用時は、各老人福祉センター又は担当窓口で発行する利用証の提示が必要です。 《施設名》 ・別府荘(西別府583-1) ・上之荘(上之3022-1) ・ひかわ荘(弥藤吾1755) ・江南荘(千代118-1) 《利用料金》 ・市内在住の77歳以上の方：無料 ・市内在住の60歳以上の方：100円 ・市内在住の60歳未満の方：300円 ・上記以外の方：500円	・本人確認書類	長寿いきがい課 (本庁舎1階) 各行政センター